

55周年、社労士の認知拡大へ

12月2日は、「社労士の日」 記念対談

経営者目線からも社労士の存在意義について語る

12月2日の「社労士の日」に合わせ、埼玉県社会保険労務士会の澤田裕二会長と埼玉県経済同友会の吉野寛治代表幹事（吉野電気工業株式会社代表取締役会長）が、さいたま市内で対談を行った。社労士会は制度創設55周年、経済同友会は40周年の節目を迎え、それぞれの立場から労働環境の現状や今後について対談。企業経営者としての意見も交えつつ、社労士の役割や存在意義などを語った。



県経済同友会 代表幹事
吉野 寛治氏

よしの かんじ 1930年(昭和5年)、越谷市生まれ。1973年3月、日本大学法学部卒業。1978年5月、米国カリフォルニア州サンフランシスコ大学大学院政治学修士課程修了。同年6月、吉野電気工業株式会社に入社。1989年4月同社代表取締役就任。現在、埼玉県経済同友会代表幹事を務める。

澤田 社労士が関わ

働きやすさが社会の活力に

澤田 区内主要8駅に社労士会のポストを
を出し、さいたま市「パーリーナ」に掲げ
る構想をリニューアルしました。しかし、
まだまだ社労士の認知が足りないと感じて
いますので、引き続き積極的にアピールし
ていきます。

それら、出前講座に力を入れています。
高校生はもとより、中学生に対しては社
労士の業務範囲は非常に広く、医療・年金を
はじめとする社会保険関係諸法や、並びに労
働関係諸法等、幅広いジャンルに対して、
全て、人の仕事を対応できるのも特徴
の一つです。その特性を活かした講義を

吉野 経営者の方々も世帯主の方は多い
です。ですので、社内のシステムが必要だと
思いますし、それをどう作っていくのか
というご指導を社労士の先生から受けたり
します。社労士の先生に相談するのが一番近
で良いと思います。

澤田 総務、人事の人たちとお話をしなが
ら、さまざまな形での若い人たちも関
わっていかねばならないと思います。一
方、直接社長さんと言わなければならない
ところもあります。社内で発生するさまざ
まな問題に対して、「ここはこうなってい
る」といって、ごまかすような言い方な
ら、どうもよくないと思います。説明
し、職場で労働のトラブルが問題に発展
前に未然に解決していくことが、コント
ロールするの我々の仕事の一つです。

吉野 ありがたいことに
に当社は労働法の認
定制度「えるばし」や
「くるみん」などの認
定の要件も推奨してい
ますし、多様な働き方
が実現できるように
しています。

吉野 ありがたいことに
に当社は労働法の認
定制度「えるばし」や
「くるみん」などの認
定の要件も推奨してい
ますし、多様な働き方
が実現できるように
しています。

吉野 ありがたいことに
に当社は労働法の認
定制度「えるばし」や
「くるみん」などの認
定の要件も推奨してい
ますし、多様な働き方
が実現できるように
しています。

澤田 埼玉県社労士会の会員は約
3割が女性会員で、女性の副会長や
支部長をはじめ要職に就いている人
が何人もいますので、ジェンダーとい
う点は進んでいると思います。

吉野 ダイバーシティ、インクル
ジョンというのがありますが、各経
営者の方たちにも意識を持ってもら
う必要があると思います。はまりと
したジェンダーを持ちこたえる問題
、高齢者の問題、障がい者の問題
など、働きやすい職場にしていくよう
に指導したことを期待してい
ます。それが今後の日本の活力につ
ながっていくと思っております。



埼玉県社会保険労務士会 会長
澤田 裕二氏

さわだ ゆうじ 1958(昭和33)年、越谷市生まれ。64歳。29歳で社会保
険労務士資格。経済同友会(任期)、埼玉県社会保険労務士会副会長
(任期)などを歴任し、令和3年6月より現任。令和2年に厚生労働大臣
表彰受賞。趣味はゴルフ、スポーツ観戦など

「二社に一人社労士」を目指して

吉野 経済同友会で
は、未来を担う子供に
ちびっちゃんな会社
会というものをや
りた。また、今年3
月には、「未来を担う
子供たちへの支援に
関する宣言」を出し
ましたし、経済5団体
と教育界と協定書も
結びました。

澤田 企業には従業員が50人未満の会社が多い
です。そのような企業では、一休休、一休休を
取ったらその間の業務分は誰がやるのかとい
う状況が多々あります。その中で男性が休
むと、代替要員の確保は中小企業
では非常に難しく、結果として残された他の
従業員の残業でカバーするしかないという板
挟みの様な状況が起きてしまっています。企業側
からどう解決したらいいのかというよう
な相談は非常に多いです。

吉野 これからもますます、社労士への依存度
は高くなっていくと思います。頑張りたいだ
きたいです。



社会保険労務士(社労士)とは
社会保険労務士法(1968年12月2日
施行)に基づく国家資格者。労働社会保険関係(健康保険
法、厚生年金保険法、労働基準法、労働者派遣法、労働
者派遣法など)と労働管理(労働条件、人事関係など)の工
具として、事業の健全な発達と労働者の福祉向上
を幅広くサポートしている。労働問題、年金問題にも精通して
おり、埼玉県社会保険労務士会では毎週水曜日「総合労働
相談所・年金相談センター」(R酒和駅前)徒歩3分)で無料
相談を行っている。会費に登録している個人会員2,008人(うち
嘱託者1,286人、法人の社員120人)、法人会員は85法人、男
女性別、男性71%・女性29%(令和5年11月1日現在)

「人を大切にする企業づくり」を社労士が支援します

社会保険・労働保険の加入、手続き	就業規則・36協定の作成、見直し	給与計算の代行
労働トラブルの相談 (賃金・解雇・ハラスメント等)	働き方改革への対応 (同一労働同一賃金・残業削減等)	職場の安全衛生
女性活躍推進への対応	高齢者・外国人労働者の雇用への対応	雇用調整助成金等の助成金申請

埼玉県社会保険労務士会 埼玉県社労士会 検索

あなたにぴったりの社労士を探すなら

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル 7F TEL:048-826-4864 www.saitamakai.or.jp